

石橋財団アーティゾン美術館所蔵作品画像利用規定

アーティゾン美術館（以下、当館）所蔵作品の画像貸出をご希望の方は、本画像利用規定にご同意いただき、「作品画像利用申込書」（書式A）に必要事項を記入の上、署名・捺印してご提出ください。申込内容を確認後、貸出の可否をご連絡いたします。

許諾条件

1. 画像貸出が可能となる利用目的は以下の通りです。

広 報：	当館、及び展覧会等当館の活動紹介を目的としたメディア掲載 作家、作品を紹介する図書、メディア掲載
調査研究：	研究論文での引用、教科書、教材への掲載

※上記に該当しても、当館の事業運営に支障が生ずると判断した場合、許諾はいたしません。

※宣伝・広告への使用、複製品製作、私的使用はお断りいたします。

2. 「作品画像利用申込書」で事前に申請し、許諾を得た利用目的以外に使用することはできません。本画像利用規定の許諾条件に違反する事実がある場合には、利用許諾を取り消します。
3. 申請した発行部数や公開範囲を超過する場合、同一画像を同じ利用目的で再使用される場合も改めてご申請ください。また、インターネット上で使用される場合、当館からの許諾が有効な期間は1年とし、超過する場合は改めてご申請ください。
4. 図版の二次使用（第三者への売却・賃貸、貸借等他目的の使用、掲載予定刊行物以外の掲載を含む）はお断りします。
5. 著作権の保護期間中の作家の作品画像を利用する場合は、申請者が別途権利者の使用許諾を受け、それを証明する書面を添付の上、当館にご申請ください。
6. 画像利用により当館に損害が生じた場合には、生じた損害を賠償していただきます。
7. 画像は、カラーポジ、モノクロ紙焼き、デジタルデータのいずれかで貸出します。
8. 提供された画像は万全の注意をもってお取り扱いください。文字載せ、トリミングはできません。色彩を含めて作品の忠実な再現を行い、そのイメージを損なわないようご注意ください。
9. 提供されたポジ、紙焼きは指定された貸出期間内にご返却ください。損傷・破損あるいは紛失した場合には、補償していただきます。デジタルデータの場合、使用後は破棄してください。
10. 作品画像を掲載、利用する目的物には、当館が「作品画像貸し出し及び掲載許可書」（書式B）にて指示した表記による作者名、作品名、所蔵先を明示してください。その他データの表記に関しても当館の指示に従ってください。
11. 基本情報の記載確認のため、ゲラ刷り・原稿の段階で、当館担当者にご連絡をお願いする場合があります。
12. DVD、CD-ROM、映像などに利用される場合は、コピーガードをかけてください。
13. 目的により料金をいただくこともございます。別途ご相談させていただきます。
14. 掲載見本を2部ご提供ください。

この規定は、2019年10月1日から施行する。

以上